

四街道市介護保険条例の一部を改正する条例

四街道市介護保険条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者 41,500円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 48,000円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 57,600円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 63,400円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 67,200円

第4条第2項及び第3項を削る。

第9条第1項中「応じ」の次に「、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは」を加える。

第14条中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四街道市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。次項において「政令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第3号の規定にかかわらず、23,000円とする。

4 政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第4条第4号の規定にかかわらず、31,900円とする。